

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税の特例減免等の継続を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は収束せず、町民・県民生活と中小業者の営業に深刻な影響を与えており、多くの業者が倒産・廃業の瀬戸際に立たされている。

コロナ被害から中小業者の経営や従業員の雇用を守るためには、引き続き公的な支援策の継続と拡充が切実に求められている。

多くの個人事業主が加入する国民健康保険税のコロナ特例減免が、今年度末の3月末までの期限で実施されている。新型コロナウイルス感染症被害により売上が前年比30%以上減少した国保加入世帯に対し、国保税の全額免除を含む画期的な減免制度である。また、感染した国保加入の被用者（労働者）に「傷病手当」を支給する特例も実施されている。「傷病手当」の支給対象を自営業者とフリーランスにも広げることが、中小業者支援の立場から重要となっている。

しかし、周知徹底の弱さなどにより、減免申請世帯数は国保加入世帯の1割程度にとどまり、減免対象でありながら救済されていない世帯が残されている。

県内経済は、観光産業の落ち込みをはじめ、飲食業における時短営業とその取引業者への影響、建設業における工事の中断や遅延など、すべての業種が未だにコロナ以前の売上を回復できていない。

よって、本町議会は、町内の中小零細業者の営業と生活を支援するために、下記事項の実現を強く求める。

記

- 1 令和3年度も国民健康保険税のコロナ特例減免を継続実施すること
- 2 国保における「傷病手当」の対象を自営業者とフリーランスにも拡大すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月23日

沖縄県西原町議会

あて先

内閣総理大臣、厚生労働大臣